

## 議事要旨

### 令和5年度 第1回 静岡市交通政策協議会

1	日 時	令和5年6月23日（金）10:00～11:30	
2	場 所	静岡市役所静岡庁舎 新館9階 特別会議室	
3	出席者	南山大学総合政策学部 教授 静岡商工会議所 中小企業相談所 清水支所長 静岡市自治会連合会 副会長 しずおか地域支援ネット ゆう 理事長 静岡鉄道株式会社 鉄道部安全推進課長 しずてつジャストライン株式会社 運行企画部長兼輸送計画室長 都市交通デザイン会議 主宰 国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 管理第二課長 国土交通省 中部運輸局 静岡運輸支局 首席運輸企画専門官 静岡中央警察署 交通官 静岡南警察署 地域交通官 清水警察署 交通課 規制係長 市民委員 市民委員 市民委員	石川 良文（会長） 小澤 美穂子 中村 満 杉本 和美 海野 宅朗（代理） 藁科 孝佳 村井 裕 古居 武司（代理） 原田 光一郎（代理） 松浦 広卓（代理） 堀田 利治（代理） 神保 隆希（代理） 杉山 明久 神谷 敬子 小林 正枝
	事務局	都市局都市計画部 都市局都市計画部交通政策課 生活交通係	松浦交通政策・ MaaS担当部長 望月交通政策課長 鈴木係長 山本主査 市川主任技師 漆畑主任主事
	関係課	建設局道路部道路計画課	企画係 堀井副主幹

道路保全課 交通安全施設係 小田係長

遠藤主査

都市局都市計画部交通政策課 企画係 戸塚課長補佐兼係長

草谷主査

自転車のまち推進係 鳥居塚係長

望月主査

- 4 議事内容 ① 開会  
② 協議事項  
③ 報告事項  
④ 閉会
- 5 配布資料 ① 次第  
② 座席表  
③ 委員名簿  
④ 資料 1 ～ 4  
⑤ 参考資料 静岡市附属機関設置条例  
⑥ 第 3 次静岡市のみちづくり  
～みちから育む静岡の“しあわせ”～

## 6 会議記録

### ○開会【事務局】交通政策課 鈴木

- ・ 配布資料の確認  
委員名簿のうち、清水警察署長の代理者について、交通課規制係長 神保 隆希様へ訂正
- ・ 会議の成立報告⇒15名の委員のうち、15名の出席（代理6名）  
（静岡市附属機関条例：第7条第2項）
- ・ 新規委員の委嘱について

### ○会長の継続【事務局】交通政策課 鈴木

- ・ 本任期における会長について、前回会議から継続  
南山大学総合政策学部 教授 石川 良文 様  
（静岡市附属機関条例：第6条第1項）

### ○署名人の決定

#### 【石川会長】

会議録の署名人について、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】** 交通政策課 山本

当会議につきましては、静岡市の定める「附属機関等の会議の公開に関する要領」に基づき、会議録を作成し、当会議の出席委員により署名することとなっております。

署名人について、静岡市自治会連合会 副会長 中村委員にお願いしたいと思いません。

**【石川会長】**

会議録の署名につきましては、「中村委員」にお願いします。

**【中村委員】**

了解しました。

署名人は、「中村委員」に決定

**○議事**

協議事項 1：静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の改正について

**【石川会長】**

協議事項 1：静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の改正について、ご協議いただきます。関係課から説明をお願いします。

**【関係課】** 交通政策課 草谷主査

資料 1 「静岡市駐車場附置義務条例の改正について」に基づき説明

**【石川会長】**

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。

**【神谷委員】**

現在、葵区駒形通り、七間町通り及び呉服町通りが近代的になっています。今後、他の通りも近代的になっていきますか。

**【関係課】** 交通政策課 草谷主査

静岡都心地区をどのようなまちにすべきか、局内で検討すべき内容であると思いません。現段階では、最終的にどのような姿になるかまでは申し上げることができません

が、静岡都心地区をどのようなまちにすべきか、という枠組みの中で駐車場がどうあるべきか、検討していきます。

**【石川会長】**

駐車場整備の在り方を検討する上で、神谷委員の質問が前提にあると思います。

**【杉本委員】**

雨天時など、駐車場から店舗までの距離が遠い場合、障害者にとって移動が大変になります。店舗敷地内の駐車場において、障害者用駐車場を確実に整備していただきたいです。現在、障害者用駐車場について未整備の店舗が多いため、障害者用駐車場の整備を義務化していただきたいです。

また、健常者が障害者用駐車場へ駐車するところを見かけます。これは大きな問題です。障害者が駐車できないという問題に対して検討する必要があります。

駐車場附置義務条例の改正案について、考え方は良いと思いますが、他方で大変な思いをする人がいることを理解していただきたいです。

**【石川会長】**

大切なご指摘であるため、今後の参考とします。

**【関係課】 交通政策課 草谷主査**

誰もが快適に利用できる駐車場にしていきたいと思います。なお条例では、最低1台分について車いす利用者のための駐車場を整備することと明記されています。

**【杉山委員】**

駐車場整備の検討と併せて、駐輪場整備の検討が必要です。山梨県の甲府駅前には無料の駐輪場が地下に整備されており、利便性が高いです。静岡駅前に位置するエキパの将来の在り方について、検討をお願いしたいです。

**【石川会長】**

駐輪場に関するご意見ありがとうございます。

**【関係課】 交通政策課 草谷主査**

駐輪場の整備について、引き続き検討していきたいと思います。

**【石川会長】**

他に、ご意見やご質問はありますか。

<意見なし>

それでは、各委員からのご意見等を踏まえて、改正手続きを進めていただきますようお願いいたします。

**報告事項 1：静岡市のみちづくりについて**

**【石川会長】**

それでは、報告事項 1：静岡市のみちづくりについて、説明をお願いします。

**【関係課】** 道路計画課 堀井副主幹

資料 2 「第 3 次静岡市のみちづくり～静岡市道路中期計画～」に基づき説明

**【石川会長】**

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等ありますか。

**【杉山委員】**

E V（電気自動車）の充電スポットについて、資料に記載がありませんが、行政は一切関わらず民間に任せる方針でしょうか。EV の普及状況を考慮すると、避けて通れない内容だと思います。

**【関係課】** 道路計画課 堀井副主幹

本編のビジョン 9 「温暖な気候や風土にあわせた低炭素&グリーンインフラの実現」のイメージ図において、水素ステーションを記載しています。今後、E Vに限らず新しいクルマが開発されると思います。社会の変化に柔軟に対応するため、当ビジョンを掲げて、その中できちんと考えていく姿勢です。

また、国交省から道路上にE V用充電機器を設置するガイドラインが今年 3 月に策定されたことを踏まえて、設置の可能性を検討していきたいと思います。

**【堀田委員代理】**

10 のビジョンを設定していますが、E V、A I（人工知能）の普及など、今後 20 年

間で世の中は様変わりすると思います。他にどのような事例を想定していますか。例えば、自動運転に対する道路はどうあるべきでしょうか。

**【石川会長】**

新しい技術に対する道路の在り方、構え方という質問でしょうか。

**【堀田委員代理】**

議論の途中、案の段階で構わないので、ご教示いただきたいです。

**【関係課】 道路計画課 堀井副主幹**

新しい技術に対して、特に自動運転が過渡期にあると思います。自動運転が可能な道路の条件として磁気センサーが必要であること、また、そもそも磁気センサーが不要で自動運転が可能になるなど、条件により道路の在り方が変化すると思います。

したがって、走行させたい人とコミュニケーションを図りつつ、必要なものがあれば整備していく流れです。

**【堀田委員代理】**

現在、自動車のスマホ化が進んでいます。自動車の制御が可能な場合、自動車同士の交通事故はかなり減少すると思います。テクノロジー（技術）の発展に対する議論をしていますか。

**【関係課】 道路計画課 堀井副主幹**

議論をした上で、テクノロジーの発展に対しても柔軟に対応できる計画にしています。

“これをやります”と計画に記載した場合、そればかりに固執し、異なる技術に対応できないおそれがあります。

そもそも20年後には、クルマが空を飛んでいるかもしれません。その場合、道路は平面であるという概念を覆さなければならず、新しい概念を受け入れることが可能な計画でないと意味がありません。新しい技術に対して柔軟に対応できるよう、一定の技術分野に限定しない考えです。

**【堀田委員代理】**

柔軟に対応するという構え方である旨、理解しました。

**【小林委員】**

資料 8 頁目、ノウハウの蓄積と活用に関する質問です。本編では“実践で得られた創意工夫のヒントを関係者間で共有する”とありますが、将来的に市民や児童がノウハウを取得することは可能でしょうか。

10 のビジョンはそれぞれ良いビジョンであり、社会が変化していく中でその過程を知ることは勉強になると感じたため、質問しました。

**【関係課】 道路計画課 堀井副主幹**

我々は挑戦する気持ちを持ち、みちづくりビジョンに取り組めます。特質する取組みをノウハウとして蓄積し、公表できる内容について発信していきます。

**【小林委員】**

将来的にノウハウは市民の財産になると思うので、みちづくりビジョンが事業化された場合、知る機会を設けていただきたいです。

**【石川会長】**

第 3 次静岡市のみちづくりは道路中期計画であるため、通常は具体的な内容が記載されていると思います。しかし、本計画では時代が変化しているので発想を転換しましょう、という意気込みを感じました。

時代が変化する中、新しい技術が開発されていることを踏まえて、新しいみちづくりを考え、そしてノウハウが蓄積された場合、市民と共有していくと理解しました。

**【石川会長】**

他に、ご意見やご質問はありますか。

<意見なし>

それでは、「静岡市のみちづくりについて」の報告につきまして終了します。

**報告事項 2 : 静岡市自転車活用推進計画について**

**【石川会長】**

それでは、報告事項 2 : 静岡市自転車活用推進計画について、説明をお願いします。

**【関係課】** 交通政策課 望月主査

資料3「静岡市自転車活用推進計画の推進について」、参考「静岡市自転車活用推進計画第3期 概要版」に基づき説明

**【石川会長】**

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。

**【神谷委員】**

静岡南警察署の方にご教示いただきたいです。最近、自転車販売店を訪問した際、新車を購入する場合の保険期間は3年である旨、説明を受けました。そのような新しい情報を周知していただくことは可能でしょうか。

**【堀田委員代理】**

自転車保険の関係は専門外であるため、分かりません。しかし、神谷委員からの意見を踏まえ、検討の余地があります。

**【神谷委員】**

自転車のヘルメット着用は強制的ですか。

**【堀田委員代理】**

資料7頁目のとおり、自転車のヘルメット着用は努力義務です。

**【神谷委員】**

しかし、ヘルメットを着用した方が良いですね。

**【堀田委員代理】**

ヘルメットを着用した方が良いことは間違いありません。自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方の多くが頭部に致命傷を負っています。したがって、頭部を守ることが重要です。

**【神谷委員】**

自転車販売店の説明では、ヘルメットの需要が高く手に入らないとのことでした。

**【堀田委員代理】**

ヘルメットが手に入らないことは課題です。自転車販売店が準備する期間があれば対応できたと思います。

**【神谷委員】**

工事用のヘルメットを着用しても構いませんか。

**【堀田委員代理】**

工事用のヘルメットは上から落下してくるものに対して防護するものであり、転倒時における頭部を防護するものではありません。したがって、工事用のヘルメットでは交通事故に対する効果は低く、自転車用のヘルメットの方が頭部を防護するにあたって最適です。

**【神谷委員】**

自転車利用において、工事用のヘルメットを着用することは気休めでしょうか。

**【堀田委員代理】**

工事用のヘルメットも、外傷から身を守るため効果がないわけではありません。

**【神谷委員】**

雨天時に見かけますが、自転車の傘差し運転はいけませんよね。

**【堀田委員代理】**

自転車の傘差し運転はいけません。

**【神谷委員】**

町内の役員をしている関係で、自転車の傘差し運転をする人へ注意したいがなかなかできません。

**【堀田委員代理】**

注意してトラブルに発展することは我々の本意とするところではありません。警察官が注意すべきと思います。

**【神谷委員】**

アピタ静岡店（商業施設）にて、静岡南警察署からのチラシ（お知らせ）を見かけました。全国的に展開することは可能でしょうか。

**【堀田委員代理】**

全国的に展開する場合、警察庁が音頭をとるべきと思います。

**【石川会長】**

神谷委員の質問は本計画の中では、ソフト的対応に関する内容かと思います。安全に対する市民への周知について、不明な点があったと理解します。

**【杉山委員】**

自転車の利活用が広まる中で、歩行者との衝突事故の危険性を懸念します。自転車通行空間を整備した後も、歩道を走行しているという現状があります。自転車通行空間の整備と併せて、利用促進策を進めていただきたいです。

**【関係課】** 交通政策課 望月主査

現在、イベント時にチラシを配布する等で自転車通行空間の利用を周知しています。しかし、十分でないため、今後も引き続き周知していきます。

**【石川会長】**

自転車を安全に活用することが前提にあります。その上でハード的対応やソフト的対応があることを理解して、市は施策に取り組んでいただきたいです。

オランダなどの自転車を活用している国では、歩道、車道、自転車道が分離されていることが多く、ハード面で安全を確保しています。また、交通安全に対する意識が高く、私がオランダに住んでいた時、生活していた地域では大きな事故はなかったと認識しています。

自転車を安全に活用するにあたり、どのような施策が良いのか、ハード面、ソフト面、マインド面を組み合わせる検討していただきたいです。

**【堀田委員代理】**

オランダにおいて、自転車利用者はヘルメットを着用していますか。

### 【石川会長】

オランダ人はほぼヘルメットを着用しませんが、デンマーク人はヘルメットを着用している人もいます。ヘルメット着用の有無は国民性によるものと思われます。

オランダでは、交通ルールを遵守することや安全対策が徹底されています。安全対策の事例として、夜間時には自転車の後部も反射板でなく赤いライトを点灯させて走行することが必要とされています。

### 【小林委員】

PULCLE（シェアサイクル）について、利用者がヘルメットを持参することは少ないと思います。ヘルメットの貸出サービスの実施に向けて検討していますか。

### 【関係課】 交通政策課 望月主査

ヘルメットの貸出しについて議論しており、今後も社会情勢を踏まえて検討していく必要があると認識しています。

しかし、現段階において、ヘルメットの貸出サービスの実施は難しいと考えています。理由として、①ヘルメットのサイズが頭のサイズに合うか（安全面）、②他者が利用したヘルメットを利用したくないという意見（衛生面）、③ヘルメットの盗難や破損（維持管理面）が挙げられます。

### 【石川会長】

シェアサイクルの利用者はヘルメットを持参しない場合が多いと思います。しかし、ヘルメット着用が努力義務化されたことを踏まえて、シェアサイクルの利用者の中にはヘルメットを着用したい人もいると考えられます。その方々に対してどのように対応していくか、だと思えます。

### 【藁科委員】

資料 13 頁目に記載されている自転車通行空間整備延長に関して懸念があります。目標値を設定したことを理由として、闇雲に自転車通行空間を整備するということは避けていただきたいです。

自転車通行空間を整備するという趣旨は理解できますが、本来歩行者、自転車利用者、自動車の運転者がストレスなく移動ができ、かつ安全であるという状態が目指すべき姿であると思います。

現状、静岡市の道路を見ると、既存の車道の上に自転車専用通行帯等を整備した事

例が多いと感じます。その結果、自動車の運転手がストレスを感じながら運転しており、バス事業においては危険な状況に出くわすことが多々あります。

今まで整備した 279.80km は、比較的整備しやすい箇所であったと思います。今後さらに整備する場合、整備が可能なのかという思いがあります。本来は道路を拡幅し、三者がストレスなく安全に移動できる環境を整備する話だと思います。

**【関係課】** 交通政策課 望月主査

この後自転車道については詳細説明がありますが、頂いた意見については庁内で共有していきます。

**【石川会長】**

静岡市内をシェアサイクルで走行しましたが、走行しやすいところや走行しにくいところがありました。その点を踏まえ、バス運転士をはじめ自動車の運転手には注意が大切だと思います。

しかし、全国的に見ると、静岡市は先進的であると認識しています。今後も市民がストレスなく安全に移動できる環境に向けて、整備を進めていただきたいと思います。

**【石川会長】**

他に、ご意見やご質問はありますか。

<意見なし>

それでは、「静岡市自転車活用推進計画について」の報告につきまして終了します。

**報告事項 3：静岡市自転車走行空間ネットワーク整備計画について**

**【石川会長】**

それでは、報告事項 3：静岡市自転車走行空間ネットワーク整備計画について、説明をお願いします。

**【関係課】** 道路保全課 遠藤主査

資料 4 「静岡市自転車走行空間ネットワーク整備計画の改定（R5.3）について」に基づき説明

### 【石川会長】

ただいまの説明について、何かご質問はありますでしょうか。

### 【小林委員】

資料 10 頁目について、自転車専用通行帯に関する質問です。自動車は自転車専用通行帯を除く車道を走行しなければならないのでしょうか。例えば、左折時において自転車専用通行帯の上を走行して良いのでしょうか。

### 【神保委員代理】

自転車専用通行帯は公安委員会の意思決定に基づき定められています。原則、自動車は自転車専用通行帯へ進入してはならず、自転車専用通行帯を走行できるのは自転車のみです。

また、自転車道について、縁石等で物理的に車道と分離しており、自動車は自転車道を走行できません。

なお、車道混在について、自動車は矢羽根上を走行しても違法ではありません。したがって、自動車は左折時において左端に寄ります。自転車は矢羽根の表示があるから自動車は進入してこないだろうという認識を持つ場合、危険です

### 【小林委員】

交通ルールについて、知る機会が少ないと思われるため周知が必要だと思います。

### 【石川会長】

大切な指摘だと思います。自転車の走行空間が整備されても、どのようなルールなのか、理解していない人もいると思われます。したがって、市民への周知徹底が大切です。

### 【杉山委員】

「報告事項 2：静岡市自転車活用推進計画について」における、藁科委員からの懸念点のとおり、整備計画の目標値が総延長のみです。車道混在の整備形態が一番こわいと感じます。①自転車道：〇〇km、②自転車専用通行帯：〇〇km、③車道混在：〇〇km という整備形態ごとの目標値に落とし込み、歩行者、自転車、自動車が安心して走行できる整備に向けて、目標設定をしていただきたいです。

**【石川会長】**

目標値にとらわれすぎずに対応していくことが必要だと思います。

**【石川会長】**

他に、ご意見やご質問はありますか。

**<意見なし>**

それでは、「静岡市自転車走行空間ネットワーク整備計画について」の報告につきまして終了します。

**【石川会長】**

それでは、以上で本日の議事を終了します。委員の皆様には、円滑な進行に努めていただき、ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しします。

**○事務連絡・閉会 【事務局】** 交通政策課 鈴木

石川会長、委員の皆様、活発なご議論・意見ありがとうございました。

1点、事務連絡になります。静岡市交通政策協議会における本任期は令和5年9月30日までです。年2回の開催を想定しますが、2回目の開催は9月30日以降となる見込みです。したがって、本任期中の会議開催は今回を持って終了します。市民委員の皆様につきましては2年間ご意見をいただきありがとうございました。また、その他の委員の皆様につきましては、別途委員への就任をお願いできればと存じます。

では、本日の会議は閉会とさせていただきます。本日は、お忙しい中ありがとうございました。

署名 会長 \_\_\_\_\_

委員 \_\_\_\_\_